

方」とは何よりもマグリブからインドに及ぶイスラム世界を意味しており、フィトラトはこの中でイスラム文明の榮光と衰退、ヨーロッパ帝國主義 (Jiangrik) の植民地と化したイスラム世界の慘狀、第一次世界大戦後の「東方」をめぐる國際情勢、そして解放の條件としての「東方の統一」とソビエト政權との共闘の意味を明快に論じている。『東方政策』は、たしかに革命期に特有な宣傳文書の一つではあるが、その中にはガスプリンスキーやアブデュルレント・イブラヒムら、ロシアにおけるイスラム改革主義の先達の論理と精神が繼承され、またソビエト政權に對する自立的な立場が示されていることは注目し得る。この小冊子もまた、トルキスタン人フィトラトの肖像を描くには有用な史料となるであらう。

### イブン・ジャマールアの教育論

—— 中世のイスラーム教育のあり方から見る

ウラマーの社會的地位の變化 ——

湯川 武

本發表でとりあげるイブン・ジャマールアは、マムルーク朝時代前半を代表する高名な法學者であり、長年にわたってマムルーク朝支配下のエジプトのシャフイー法學派の大カーデーイ(法官)を勤めた人物である。有名な政治論をはじめとして、彼には多くの著作があるが、ここではマドラサ(イスラーム法を中心に教育する學校)における教師と學生のあり方を論じた *Tadhkirat al-sami'* と

いう教育論の著作を通じて、ウラマー(イスラームの學者・知識人)がどのように養成されていたかを検討することとする。

*Tadhkirat* を一讀して感じられることは、教える側にも教えられる側にも、かなり形式主義的な作法が求められていたということである。教師と學生のあるべき姿は、さまざまな面で捉えうるが、イブン・ジャマールアはもっぱら外面的なことや技術的なところに關心を集中しており、知的關心の廣がりとか深化をどのように計るかについては、ほとんど言及していない。

このイブン・ジャマールアの著作の検討からさらに進んで、この時代のイスラームの學問やウラマーのあり方も検討する。高いレベルの教育についての議論において、學問の内容や教育の本質論よりも、このような外面的形式的な事柄が先行することは、當時の學問のあり方、そしてウラマーのあり方自體が形式化し硬直したものになりつつあったことを反映していると考えられる。

### 辛亥革命と蘇州農村

夏井春喜

近年、中國の資本主義的發展、ブルジョアジーの成長等の「都市」的側面からの辛亥革命研究が行われ、その意義が高く評價されている。辛亥革命が農村において如何なる變化をもたらしただのか。

本報告は、租機簿冊資料及び新聞記事等の文獻資料に基づいて、辛亥革命時期の江南蘇州農村の地主——小作關係の變化を具體的に解明

し、當該農村における辛亥革命の意義を考えようとするものである。

これまで指摘されている清末の「苛捐雜稅」、商品生産の進展等による農村の動搖は、簿冊上でも折價の騰貴、缺租の増大として現れている。加えて一九一一年夏の大水害は槍米・抗租等の民衆暴動を激發させ、辛亥革命の「革命情勢」を造り上げた。佃戸が納租を拒否する現象も現れた。こうした農村の危機が、蘇州の士紳をしていち早く「和平光復」に踏切らせた原因の一つである。地方政府を通じて、租糧併徴、田業會の結成、迫租の強化等の一連の對佃戸措置を取る。革命後大きな混亂がなかつた蘇州では、「萬民」の皇帝として君臨し、かつ江南を最大の稅收奪地とする清朝時代より、民國期に入ったほうが地方政府と士紳との關係が良好であり、租糧の收支内容を見ても、清末に比べて顯著に改善される。缺租の低下、漕糧の減免、漕糧折價の相對的低下等によるが、そこに地主の意向が強く反映されているように思われる。

### 輕生圖賴考

三木 聰

「輕生圖賴」は「架命圖賴」或いは單に「圖賴」といわれる行為は、人間の死または死骸を使って相手を恐喝したり、誣告したりするものである。多くの場合、老人・病人を中心とした家族内弱者の死（自殺・他殺を問わない）を利用して行なわれるという凄慘な行

爲であった。

一六世紀から一九世紀に至る時期、山東・河南・江蘇・安徽・浙江・湖北・湖南・江西・福建・廣東等の諸地域に派遣された總督・巡撫から知府・知縣に至る地方諸官は、各々の地域で、圖賴が「習俗」と化している状況について枚擧に違もないほどの指摘を行っており、かつ數多くの禁令を布告している。

本報告では、特に、圖賴という行為が傳統中國社會における法文化的状況とどのように關連していたのか、という點を中心として私見を述べることにしたい。圖賴は、明清律、刑律、人命、に「殺子孫及奴婢圖賴人」條として規定されていたが、同じく刑律、人命、に規定された「威逼」（自殺の誘起）の問題と密接に關連していたのである。圖賴と威逼とはいわば一つのコインの表裏の關係にあった。兩者の領域の曖昧性は、事實上、圖賴を嚴密に處罰し得ず、半ば容認するという法的状況を現出させていたと思われる。圖賴を安易に選擇するという社會的風潮は、こうした状況とも關連していたといえよう。

### 明末北邊防衛における「債帥」について

谷口規矩雄

ここにいう「債帥」という語は既に唐末期に現れるようで『漢語大詞典』では「舊唐書」高禹傳を引き、重賄を借行して、將帥の高位をとらんとする者と説明されている。本日、私が報告しようと思